

公立大学法人下関市立大学学長の任期に関する規程

平成 21 年 3 月 27 日

規 程 第 1 8 号

改正 平成 24 年 11 月 7 日規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 7 4 条の規定に基づき、下関市立大学の学長の任期に関し、必要な事項を定める。

(学長の任期)

第 2 条 学長の任期は 3 年とする。

2 学長は再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は 3 年とし、延べ 6 年を超えて在任することはできない。

(規程の改正)

第 3 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学学長選考会議の議を経なければ改正することができない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の学長の任期の特例)

2 市立大学の設置後最初に任命された学長が再任された場合の当該再任の任期については、第 2 条第 2 項ただし書きの規定にかかわらず、2 年とする。

附 則（平成 24 年 11 月 7 日規程第 16 号）

この規程は、平成 2 4 年 1 1 月 7 日から施行する。